

さいたま市自治基本条例検討委員会

第25回 会議の記録

日時	平成 23 年 6 月 14 日(火) 18:45~21:40
場所	さいたま市役所第 2 別館第 1 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 12 名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／富沢 賢治／中田 了介／中津原 努／ 福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／高橋 直郁／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 条例案骨子の修正(案) ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 旧4市の市民憲章
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料 1 「市民から寄せられた意見」、参考資料 2 「旧 4 市の市民憲章」について説明)

- ・ 旧 4 市の市民憲章については、市民意見交換会でこれに関する意見があり、市民部会では示したことがあったようだが、議会・行政部会には出していなかったため、今回、参考資料として示すものである。
- ・ 伊藤委員からも旧 4 市の市民憲章を参考にできないかという話があった。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームからの報告は議題2（2）で行う。広報チームは何か報告事項はあるか。

○細川委員

- ・ 次号に向けて案を検討することになっている。

○福島委員長

- ・ 北区の市民意見交換会について報告をお願いしたい。

○渡邊委員

（「市民意見交換会（北区会場）」についての報告）

- ・ 自治会に関する意見が多かった。
- ・ 若い世代の参加が少なかった。
- ・ アンケートを書く時間が足りない。意見交換の最中に書くのは難しい。

<参加者からの意見>

- ①-1 日本において、様々な条例はあるが、議会での議決を経るわけであり、志木市の穂坂元市長のような例もあるので市民が参加するにあたっては、その教訓の上にとってやっていただきたい。
- ① -2 市民がどう変わるのかも、考えなければならない。
- ② 市民という定義が広くなりすぎているのではないか。防災という点から考えると憲法や自治法で定められている範囲で良いと思う。議会の活性化が、問われているのではないか。
- ③ 協働と言われているが、市長も議員も選挙で選ばれた者であり、対等というのはおかしい。議会が形骸化しているのは事実なので、形骸化の対応とした方が良いのではないか。
- ④ -1 議会を動かすのは我々、選ぶだけで市民は終わってはならない。市民として、知らなければならぬ事もある。
- ④-2 極めて、具体的に詰めて欲しい。理念は高い方が良い。
- ⑤ 自治会の活動はものすごくたくさんある。規約自身は本当に短いものであるが、活動の場はかなりの大きさとなる。この条例もそうなるのだろうか。しかし、一番大事な事は、運営をどう日常的にやっていくのか、身近なものとなるのかを考えて欲しい。
- ⑥ -1 事業者は位置付けた方が良い。まちづくり条例に関わっている立場から言えば、市と衝突をした場合、その解決のための申し立ての仕方をまとめて欲しい。
- ⑥-2 市民参加により、定期的に見直す仕組みを作って欲しい。
- ⑥-3 協働というと、これまでは市役所から言われていたが、市民側から自ら言えるような仕組みを作っていききたい。
- ⑥-4 区役所の位置づけを、しっかりと考えて欲しい。
- ⑦ 地元で生まれ育った人はもちろんの事、新たに住んだ東京に勤めている人達にも基本条例に愛着がもてるようにして欲しい。
- ⑧ 最初の頃、市民団体との意見交換の際に述べさせて頂いた点が反映されていると思う。子ども及び青少年の成長は良いが「高齢者も元気で暮らせる」という点を入れて欲しい。また、防災・防犯の所には「市民が安心して暮らせる」を入れて欲しい。

市民生活に希望を与える（概要版1ページ）とあるが、上から目線ではないか。希望がもてる、とすべきである。

⑨-1 初めて聞く用語ばかりなのでとまどっているというのが一番の感想。このようになってきているのはすごい事だが、一方で愛着をもてるようなものの方が良いと思う。

あんまり詰めてしまうと、一般市民が読まなくなってしまう。シンプルが良い。

⑨-2 自治会役員をしてきたが、自治会は行政の末端組織であると考えていた。しかし、そのこととは全く別に、独自の事、独立した事もやっていく必要がある。自治会と行政の関係をきちんと位置づけて欲しい。

⑩自分も自治会長をしていたが、辞めたときに表彰された。逆な事ではないか。市の下請け機関だけでなく、自立してやっていくべきだ。

⑪-1 自治会の役員をしてみて、初めて分かる事がある。ご主人は東京に勤めているかもしれないが、妻や子どもは、地元にいるわけだからぜひ参加してもらいたい。役員になってもらいたい。

⑪-2 60%を割ってしまっている自治会の組織率の低さは、無関心とアパート住民が多いから。

⑫人はいるけど、自治会に人が入ってこない。なぜだろうか。入りたいという魅力がないからではないか。また、やったってどうせ変わらないのではないか、あるいは言いたくても言えないという状況があるのではないか。人間対人間の関係であり、生業であり、生き様である。膝をつき合わせ話し合い、信頼しあえる。それができる人間力が必要。

⑬市民の1人として、財政は重要だと考える。消費税等は騒がれるが、地方税は、知らない間に上がっていつている。安易に決められているのではないか。1つ1つを精査して、選択と集中の考えでやっていく事が今、求められている。

⑭コミュニケーションが大事。議会、議員の役割責務の所だが、果たしてどれだけの人が広報（ロクマル）を読んでいるのか。

市民のための議会なのか、所属会派のための議会なのか。議員は、お祭りや、運動会に顔を出すだけではなく、普段の意見交換を行って欲しいのでその点を強調して欲しい。

⑮自分は高齢者の観点から言わせてもらう。難しい文章を使わないで欲しい。自治会の格差が出てしまっただけでは困るので、工夫が必要。できないから辞めてしまおう、という事ではまずいのではないか。

⑯出された様々な意見は、参考資料として出したらどうか。

⑰-1 震災後、声かけを多くするようにしている。権利や義務ばかりが多く目立つ。まちづくり、という事が基本である

⑰-2 4市が合併したので、4市の市民憲章があったはずで、それが根付いていたものがあるはずなので、それを学んで前向きに歩み寄ろうとする方向性を出すのが今回の条例である。

⑱主権者である事の自覚が大事。今、自治の勉強をしているので、少しでも地域のために役立ちたい。条文をつくる事だけが目的でないのは分かるが、文章（条文）化されたものがある事で役立つ事があり、良い条例を作ってさいたま市のために頑張ってもらいたい。

概要版の「市の発展の法務」は、市の発展、市民のための法務とした方が良い。

⑲合意形成をどう図っていくのか。区でも、大きな違いや特色がある。北区は単身者が多いので、周知させる方法は、自治会を通じてではない、別の方法もあるのではないか。

○福島委員長

- ・ 他の会場では若い世代の参加状況はどうか。

○堀越委員

- ・ 大宮区では比較的多かった。

○福島委員長

- ・ 20代30代に自治基本条例の理解を深めてもらえるようにしたい。

○福島委員長

- ・ 議題2(2)の自治基本条例について、第17条「協働の推進」より議論を行う。

(2)自治基本条例について

○福島委員長

- ・ 前回の議論で、最終報告たたき台作成チームの修正(案)について、中間報告の2つ目の「・」が削られているという意見が出ていた。本日は、事務局の方でたたき台として再修正案を出してもらったので、それをもとに意見を頂きたい。

○事務局

- ・ 再修正案に関しては、協働の推進について市民に努力義務を課すのは難しいのではないかという意見もあり、「市」を主語としてみた。その代わりとして、市民の権利として、「市と協働すること」を第5条に追加している。本日の議論のたたき台にさせていただきたい。

<再修正案>

(市民の権利)

第5条 (第1項省略)

2 市民は、前項に規定するもののほか、市民自治を担う者として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知り、市と共有すること。
- (2) 政策の立案、実施及び評価の過程など市政に関わること。
- (3) 市と協働すること。

(協働の推進)

第17条 市は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに新たな課題の発見及び効果的な解決を図るため、市民との協働の推進に努めなければなりません。

2 市は、市民から協働の提案があった場合で、それが必要と認められるときは、協働の実現に努めなければなりません。

3 市民及び市は、協働するに当たっては、次に掲げる原則に基づき、行うものとします。

- (1) 目的及び目標を共有すること。
- (2) 互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
- (3) それぞれの責任及び役割を明確にすること。
- (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。

4 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援等を行うものとします。

○福島委員長

- ・ 協働に関しては市民の努力義務から外し、権利に追加したことが大きな変更点である。ご意見頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 前回の堀越委員の意見は「協働により課題解決を図るものとする」というものであった。

○堀越委員

- ・ 第5条で市と協働することが市民の権利となっている。

○福島委員長

- ・ 再修正案では市民の権利として協働を入れている。

○富沢委員

- ・ 修正案では、市民と市が協働の推進に努めることが趣旨であった。再修正案では市が主語となっており、元の修正案の方が良い。第5条で市との協働が市民の権利となっているが、権利よりは共に努める形の方が良い。

○福島委員長

- ・ 市民に努力義務を課すということか。再修正案では協働したい人は協働できる権利があるが、したくない人はしなくても済む。協働したくない人にも努力義務を課すのか、協働したい人に積極的に協働してもらうのか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで議論した際、まちづくりへの参加は市民の責務としても良いだろうが、市政への参加や協働に関し、特に協働で協力して事業を行うことができる市民は限られており、市民を限定することにつながり、「自分には関係ない」と思われかねないという議論があった。

○中津原副委員長

- ・ 市だけでなく市民も協働を行うことで、効果的な解決を図ると、前回、堀越委員から意見が出た。そちらの方が良い。
- ・ 市民意見交換会では、協働について市民も主語にした方が良いという意見があった。

○堀越委員

- ・ 市民活動及び協働の推進条例第5条では、「市民は、基本原則に基づき、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域又は社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。」と書かれている。

○中津原副委員長

- ・ 協働は市民活動団体でなければ行うことは難しい。

○事務局

- ・ 市民活動及び協働の推進条例第3条第2項には、「市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。」とある。

○堀越委員

- ・ 協働は市民活動団体でなければ難しい。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例第5条で書かれていることは、協働しない市民も理解し協力すること。協働は一部の市民しか主体的に行えないが、協働にはそれを支える多くの人の協力がある。協働をオープンにすることにより、一般の市民が参加・協力しやすくすることが大切である。

○堀越委員

- ・ 協働を行えるのが行政と市民活動団体であるとしても、目的は市民生活の向上である。

○中津原副委員長

- ・ 協働は市民活動団体の利益のためではない。

○堀越委員

- ・ 協働は手段であり、目的は「共通の目的の実現並びに新たな課題の発見及び効果的な解決」である。
- ・ これらのことを踏まえると、協働の推進は市だけのことではない。

○湯浅委員

- ・ 一般的な市民としては、どのように提案すればよいかわからないが、それでも市民の意欲をくみ取るようにしなければならない。一般的な市民を勇気づけるためには、市民を主語にしなければ協働ができないように感じる。

○富沢委員

- ・ 主語は「市民及び市は」が良いと思うが、それが難しいのであれば、市民活動及び協働の推進条例第3条第2項と合わせ「市及び市民活動団体」とするのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ それも考えられる。そこに一般の市民が参加することも必要である。

○渡邊委員

- ・ 反対である。市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例は異なる。

○中田委員

- ・ 先ほど湯浅委員が言っていたように、一般的な市民としては、市民活動団体を主語にすると遠く感じる。実際に市民活動団体に入らなければ協働ができないのかもしれないが、市民が主語の方が良い。

○福島委員長

- ・ 実際は市民活動団体かもしれないが、「市民」を主語にするということか。
- ・ 論点となる「協働をしたくない市民」に対して努力義務を課すことについてはどのように考えるか。

○渡邊委員

- ・ 仕方がない。主権者として参加してほしいが、強制はできない。市民の努力目標は記載した方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 主語は「市民及び市は」を活かし、工夫してほしい。

○事務局

- ・ 再修正案の第17条第1項は協働の推進が、個別の事業の推進ではなく、市政全体における協働の推進について書いている。一般的な市民は協働できないかもしれないが、協働の推進に参加していくというイメージか。

○堀越委員

- ・ 自治会と行政の協働もあるので、一般的な市民にとっても、遠いイメージではないのではないかと。

○内田委員

- ・ 意見交換会で自治会の組織率を上げるために自治基本条例に何か記述できないかという意見が出ている。一方で、任意団体なのでそのようなことは不要という意見もある。
- ・ 個人が協働することについても言及する必要がある。

○福島委員長

- ・ 主語は「市民及び市」に修正し、市民活動及び協働の推進条例における市民の役割を活かし、修正案を工夫してみたい。

○事務局

- ・ 以前、庁内所管課からの意見として、「新たな課題の発見」は目的ではなく、次のステップに向けての過程、または協働の結果ではないかとの意見があったがどうか。

○堀越委員

- ・ 協働するとその次の課題が見える。P D C Aサイクルのような効果が協働にはある。「新たな課題の発見」があることは事実だが、記載することにより分かりづらくなるのであれば削っても良い。

○渡邊委員

- ・ 内田委員が言っていた、自治会の件については避けられない。課題を解決しようと努めている団体である。問題を先送りするか、議論を巻き起こし自治会の役割について市民合意を得るようにするのか。この点に関しては今取り組まなければ解決しない。
- ・ 「新たな課題の発見」に関しては、目的として残しても良い。

○中津原副委員長

- ・ 「新たな課題の発見」を残すかどうかについては、どちらでも良い。
- ・ 再修正案の第17条第2項では「それが必要と認められるときは」とあるが、中間報告では必要であるための条件付けをしている。何のために必要なのかは書いた方が良い。なければ表層的になってしまう。

○福島委員長

- ・ 中間報告の2つ目の「・」を簡略化して書いてはいるが、再修正案では協働を市が決定するようにみえる。

○中田委員

- ・ 協働は市が必要と認めるものなのか。

○中津原副委員長

- ・ 必ずしも市が主導というわけではない。

○小野田委員

- ・ 都合良く解釈し受け取られかねない。

○堀越委員

- ・ 市民意見交換会でどのような着地点を想定し議論しているかという意見があった。市民活動及び協働の推進条例では市長の諮問に応じて推進委員会が設置されることになるが、そうではなく、定例的に必要性を認める委員会の設置をイメージしている。そのような着地点をイメージしなければ分かりづらい。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例については協働に関する議論があまり詰められていないように感じる。自治基本条例では市民活動及び協働の推進条例で書けなかったことにも踏み込んだ方が良い。

○事務局

- ・ 協働について、第2条の定義と第17条第1項で同じようなことを書いている。同様に、第2項で中間報告にあるような条件付けを加えるのであれば、さらに重複となって読みづらくなると思うがどうか。

○中津原副委員長

- ・ 堀越委員が言っていることは、なぜ必要なのかではなく、誰がどのように必要性を認めるかを記載した方が良いということである。

○堀越委員

- ・ 「協働の推進にあたっては市民と市が協働で行う」ということである。

○中田委員

- ・ その通りである。

○中津原副委員長

- ・ 再修正案の第17条第2項の主語を「市と市民は」とすれば良い。

○福島委員長

- ・ 市民と市が必要と認めるときか。

○事務局

- ・ 合意ということか。お互いに必要と認め合うことは合意することだと思う。

○福島委員長

- ・ 市が市民に協働の提案を行うこともあるが、その点に関しては再修正案の第17条第2項では読めない。

○事務局

- ・ 市が市民から協働があった場合を考えていたので「市は」とまとめてみたが、その点も追加することは可能ではないか。

○富沢委員

- ・ 中間報告の2つ目の「・」はわかりやすい。協働の提案は多様な主体からあることがしかるべきで、それが合意されれば実現される。中間報告に戻るのはいいか。

○事務局

- ・ 第17条第1項を変えることも考えられる。具体的に書くと個別の事業を指しているように感じられる可能性がある。「暮らしやすい地域または社会をつくるため」と前置き、大きく捉えられるようにする。協働の定義に関しては第2条に記載する。そのようにすることで重複を避けられる。最終報告たたき台作成チームで検討するという事か。

○福島委員長

- ・ 第3項については意見あるか。

○事務局

- ・ 市民活動及び協働の推進条例を要約した部分とそうではない部分がある。例えば、役割を明確にすることは市民活動及び協働の推進条例にもあるが、責任については記載されていない。所管課からの意見では、「次の点に留意し」程度で良いのでは、という意見があった。

○中津原副委員長

- ・ どのような意図か。

○事務局

- ・ 「原則」というより「留意すべき点」ではないか、例えば、中間報告の「組織、人員体制等」のところで「次のことに留意して」とあり、文章をあわせた方がよいのではないか、という意見だと思う。

○中津原副委員長

- ・ 大切なことであれば「原則」の方が良いように感じる。

○富沢委員

- ・ ここは基本的な考え方であるので原則の方がふさわしい。

○事務局

- ・ 自治基本条例の原則に基づき、市民活動及び協働の推進条例の原則が具体的に書かれることになるがどうか。

○富沢委員

- ・ それで都合が悪くなるのがなければ、今の事務局案が良い。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームで確認する。
- ・ 再修正案の第17条第4項についてはどうか。

○中津原副委員長

- ・ ここは市が協働のために何をすべきかを記載しているので、主語は市が良い。
- ・ 中間報告にある「協働の場の設定」が削除されているが、お互いに働くための場の設定を残してほしい。
- ・ 例えばこうぬまネットワーク会議では市民団体、自治会、市の多様な分野にまたがる所管課が定期的に会合を開いている。「場の設定」とは、市民と行政、場合によっては議員が一同に会し、フランクに話し合える場をイメージしている。
- ・ 具体化させるための手がかりを残してほしい。

○富沢委員

- ・ 「協働の場」はわかりづらい。

○中津原副委員長

- ・ 協議や情報交換の場ということ。

○堀越委員

- ・ 協働を進めるための開かれた場、誰でも参加できるような場とイメージできる方が良い。

○事務局

- ・ 多様な場を想定すると限定してしまうことにならないか。

○堀越委員

- ・ では開かれた場で良い。

○中津原副委員長

- ・ 自由な協議の場。

○事務局

- ・ 具体的な事は考え方・解説に書いておいた方がよいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 本文の中に手がかりを残し、考え方・解説につなげる仕組みにしてほしい。

○福島委員長

- ・ 「協議の場」のような形にし、解説をつける方向で、最終報告たたき台作成チームで調整する。

○事務局

- ・ 第9条「議会の役割及び責務」では市民参加及び協働の促進を明記しているが、第11条「市長その他の執行機関の役割及び責務」では市民の多様な意見を市政に反映する事しか書かれていない。最終報告たたき台作成チームで整合性の課題として取り上げてもらいたい。

(第23回資料1 条例案骨子の修正(案)第18条・第19条の変更点の説明)

○福島委員長

- ・ 第18条「市民の意見等への応答義務」について何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 「市民福祉及び市の健全な発展」は他でも使われているのか。

○事務局

- ・ 中間報告では多く使われていたが、最終報告たたき台作成チームでの修正案では全体的に減っていると思う。どのような意見等を市政に反映させるのかは記述する必要があるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 抽象的なので、市民目線でもっとやわらかい表現を工夫してほしい。
- ・ 中間報告の2つ目と3つ目の「・」を一つにしているが、これで十分である。

○福島委員長

- ・ 第18条第1項はより市民目線となるように工夫する。
- ・ 続いて、第19条「住民投票」だが、個別型(非常設型)を明記し、請求権者の範囲は明確にしていない。
- ・ 自治体によっては住民投票の結果にどのように対応するかを明記している例もあるが、詳しく書きすぎるとその後に柔軟に対応できないことや、住民投票の正当性に関する問題もあるので、「尊重しなければならない」という書き方としている。
- ・ 非常設型である点についてはどのように考えるか。

○渡邊委員

- ・ 常設の方が良いと考えているが、修正(案)の考えで良い。

○堀越委員

- ・ 岩槻区の市民意見交換会で、区民だけによる住民投票について意見があった。

○中津原副委員長

- ・ それは「別に定める」で「対象者は岩槻区民」と定めれば、不可能ではないという解釈。
- ・ 条例を定めるのは市議会なので、全市的に不要と判断されれば実施はできない。

○事務局

- ・ 住民投票は費用がかかるので、最後の砦ではないかとの意見が出ている。意見を聞くだけならアンケートでも良いのではないか。

○内田委員

- ・ 区の問題が市政の問題という理解であれば、区だけでの住民投票はできないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 市政の一環として区で実施できるように議会が定めれば可能である。

○小野田委員

- ・ 案件によって住民投票の投票権者も変わるのか。

○内田委員

- ・ 例えば、岩槻区民が必要と感ずることについて他の9区で不要と判断すれば実施できない可能性がある。岩槻区だけの問題であれば岩槻区民だけでもできるのか。

○中津原副委員長

- ・ 岩槻区民だけが関心があることについて全市で住民投票を行う場合、岩槻区民にとって望ましくない結果になりうる。

○渡邊委員

- ・ 合併の時のしこりがあると思う。旧岩槻市でも住民投票を行ったか。

○栗原委員

- ・ アンケートだけだった。

○渡邊委員

- ・ 本来ならば住民投票を行うべきだった。

○中津原副委員長

- ・ 今後、区の自立性を高めていくための手段となる。
- ・ 例えば、人形会館を建てるということに関し、岩槻区民の思いとさいたま市全体の思いは異なる。区の自己決定権を高めていくことになる。

○福島委員長

- ・ 区で住民投票を行うことは、よほどのことがない限り生じない。

○小野田委員

- ・ そのような場合ではアンケートの方が現実的である。

○中津原副委員長

- ・ できないわけではない。

○内田委員

- ・ 住民投票に関しては権利の確保か。

○中津原副委員長

- ・ 実施に関して、権利・努力義務・義務などの書き方は検討したか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームではそこまでの検討は行っていない。
- ・ 「条例に定めるところにより実施するよう努めるものとする」は議会を制約しないか。
- ・ 実施するよう努める方向で条例を定めなくてはならないとも読み取られるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 市民の意志を確認するために条例を定めるというニュアンスである。
- ・ 住民投票を努力義務とする書き方ができないか、最終報告たたき台作成チームで考えてみてもらいたい。

○福島委員長

- ・ 義務化するのか、非義務化なのか。「実施する事ができます」は非義務化であるが、中津原副委員長の意見は努力義務化か。

○堀越委員

- ・ 条例を定めることを前提としているのか。

○内田委員

- ・ 議会基本条例には住民投票に関して書かれているのか。

○事務局

- ・ 書かれていない。

○内田委員

- ・ 住民投票は議会を形骸化させるという議論が起こる。

○福島委員長

- ・ 間接民主制が基本だが、議会・市長の視点からは最後の砦として住民投票がある。

○事務局

- ・ 現市長は、間接民主制や二元代表制を補完するものとして住民投票を考えているようだ。

○中田委員

- ・ 住民投票では「市は」となっているが、「住民は」という項目が必要ではないか。住民は市民の一部で、住民投票で市政に影響を与える。住民ではない市民はそれに従わなくてはならなくなる。

○湯浅委員

- ・ 他の住民からは反発がありうる。

○中田委員

- ・ 住民エゴのような意見もでてくる。区のレベルではなく市の視点を持ってもらうことが前提となる。

○内田委員

- ・ 住民投票は市民ではなく住民に影響することがほとんどだと思われるので住民に限る。

○中田委員

- ・ 住民に限定できるか。

○内田委員

- ・ 財政問題に絡んでくるので通勤通学者には影響はないのではないか。

○中田委員

- ・ さいたま市の公共施設は住民だけが使うわけではない。

○中津原副委員長

- ・ その通りであるが、住民投票に限って言えば、市政への関与が最も大きい住民に限っている。

○事務局

- ・ 住民投票を実施するという事は本当に重要な案件を抱えているときであり、参加や協働とは区切って考える必要があるのではないか。

○中田委員

- ・ 住民のあるべき姿を書いた方が良いと感じた。

○堀越委員

- ・ 住民投票を実施することは市長リコールや原発、合併等、市を二分するようなことである。

○中津原副委員長

- ・ 名古屋市では市議会を解散させたが、そうではなく1つの案件に関して住民投票を行った方が良いと思う。

○中田委員

- ・ 住民投票がケースとして考えづらいものであれば、ここに記載することにギャップを感じる。

○福島委員長

- ・ 第19条はこのままで良いか。

○事務局

- ・ 投票権者を自治基本条例で定めるか、他の条例で定めるか。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例で投票権者を決める必要はない。

○事務局

- ・ 住民の中に外国人は含むのか、という議論になる可能性もあるが、どうか。

○中津原副委員長

- ・ 意思を確認する必要のある人が投票権者となる。その意味で住民の定義が問題となる。市民ではないことは合意している。

○福島委員長

- ・ 投票権者は案件によって異なる。

○事務局

(条例案骨子の修正(案)第20条、第21条、第22条の変更点に関する説明)

○中津原副委員長

- ・ 第20条「総合振興計画」で、「市は」策定しなくてはならないとあるが、議会の議決の問題がある。基本構想は議決、基本計画、実施計画は市長が決めることである。

○事務局

- ・ 昨年の9月まではそうだったが、9月議会で議員提出の「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」が制定され、議会の議決事件の拡大が決まった。基本構想は地方自治法で議決によることが定められていたが、基本計画に関しても条例で議決が必要となった。

○中津原副委員長

- ・ 市は行政と議会の両方が入っているので、策定にあたっては議会の意思のもとに策定するということか。

○事務局

- ・ 地方自治法の改正で基本構想の議決の義務付けがなくなったが、何らかの対応を議会が行うと考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 第20条以降は市を縛るものが並ぶ。特に市民自治に関わることだけを書けば良いのかもしれない。

○堀越委員

- ・ 一般的なことを書いても仕方がない。

○中津原副委員長

- ・ 第20条は市民に関わることなので自治基本条例に書かれていても問題ない。

○堀越委員

- ・ 第20条第4項で、経済が削除されたのはなぜか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームにおいて、中間報告では「社会経済情勢や市民ニーズ」としていたが、「社会の変化」とまとめたものである。

○堀越委員

- ・ 自治体と雇用は密接に関わる。経済の変化は欠かせない。社会の変化は、例えば家族規模が小さくなっていくようなイメージである。

○中津原副委員長

- ・ 社会経済とすると社会より狭くなるイメージがある。

○堀越委員

- ・ では社会や経済はどうか。

○中津原副委員長

- ・ 経済を含めた社会という意味ではないか。

○内田委員

- ・ 社会情勢の変化とするのはどうか。

○堀越委員

- ・ 社会経済環境の変化はどうか。社会の変化では違和感がある。

○福島委員長

- ・ 堀越委員は経済を入れたいのか。

○堀越委員

- ・ 経済を入れたい。社会と経済は別物である。

○小野田委員

- ・ 社会や経済等を広く捉えて社会という位置付けだった。

○内田委員

- ・ 総合振興計画は社会一般のことだけでなく経済情勢のことを多く書いているのではないか。

○小野田委員

- ・ 少子高齢化等もありえる。

○渡邊委員

- ・ グローバルについてはどのように考えているのか。

○堀越委員

- ・ グローバリゼーションは経済から始まっている。

○内田委員

- ・ グローバルは世界に進出することをイメージしているのではないか。

○富沢委員

- ・ 社会には2つの意味がある。1つは広義で経済等も含めた社会であり、1つは狭義のもの。広い意味の社会を捉えているのでここは社会だけで良い。

○堀越委員

- ・ 広い意味での社会ならば良い。変化を捉える事が大切なので、そのことに関しては記載してほしい。

○福島委員長

- ・ 解説で記す。
- ・ 第21条「健全な財政運営」の第3項が最終報告たたき台作成チームで議論となった。

○内田委員

- ・ 「理解」はできない。理解は納得すること。「行動する」とはどのようなことか。

○中津原副委員長

- ・ 理解までは良いが、行動はどのようなものなのかが問題である。

○内田委員

- ・ 理解するとは知るということか。

○中津原副委員長

- ・ 理解したうえで、行動するとはどのようなことなのか。我慢するということか。

○堀越委員

- ・ より積極的な考え方もある。タックスペイヤーとしての意識が足りない。税金の使われ方を適切に知り健全な財政に積極的に関わることが市民の役割である。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでも検討したが表現が難しい。例えば自身の健康管理に気をつける事により医療や介護保険の費用を減らすことができるという議論は以前あったと思う。

○堀越委員

- ・ 自分の健康に留意できない人もいるのでそのような理解ではない。

○小野田委員

- ・ 行動することを説明する適切な言葉がない。

○事務局

- ・ その代替案として、最終報告たたき台作成チームの修正案では、第6条「市民の責務」に、次世代への負担や将来に与える影響への配慮について記載している。

○内田委員

- ・ 財政問題は重要である。税収は増えているわけではないにもかかわらず一般会計予算は増え続けている。

○小野田委員

- ・ 市民が自分の都合で市の予算を消費すると市債が増えることを理解し行動しなければならない。しかし、行動することが我慢することと誤解されかねない。
- ・ 堀越委員の意見は議論の中ではなかった。それを踏まえて表現すると、表現する文言が又難しくなる。

○堀越委員

- ・ 現時点では予算は縦割りで使われているが、既存の行政の仕組みでのお金の使い方では考えられなく、横の組み換えを踏まえて財政運営を考えなければならない。
- ・ 既存の行政のあり方で使われた予算を公表されてもあまり意味がない。市民の目線から財政運営に切りこまなければ意味がない。

○福島委員長

- ・ 「行動する」への対案が出てこない。何か手掛かりがあれば最終報告たたき台作成チームで検討する。

○富沢委員

- ・ 行動するよう努めるが広すぎるのであれば、「財政の健全性の確立に努める」とし、「確保のための行動」を抜き、解説に堀越委員の意見を組み込むことも考えられる。

○小野田委員

- ・ 財政の健全性を確立するために市民が果たす役割は小さく、むしろ行政全体が多くを担っている。市民が財政の健全性に取り組むことは難しいのではないか。

○染谷委員

- ・ 財政運営に市民が入ることに違和感がある。この項目は必要か。

○小野田委員

- ・ 例えば、給食費を払える経済力があるのに払わない市民に対し、将来世代の財政を考えてもらいたいということを念頭に置いて、この項目が議論された。
- ・ 給食費を払わないような市民等を念頭に置き、そのような市民に対し将来世代を考えてもらうことを念頭に置き、この項目が議論された。

○中田委員

- ・ 市民が行政に依存しきりでは大きな政府が必要となり非効率である。小さな政府を目指すためにも市民が自覚をする必要があることが、この項目が書かれた理由であった。
- ・ 堀越委員の言っていた限られた財政をどのように使うかについては議論になっていない。

○堀越委員

- ・ 社会が健全に発展していくために予防的にお金を使うこと（未来への投資）を市民が監視する必要がある。
- ・ 市民オンブズマンでは使い方が違うか。議会が考えるのか。

○中津原副委員長

- ・ 行政や議会が考えれば市民の目線が抜けることになるので、ここに必要になるのか。

○福島委員長

- ・ 市民の責務に書きこまれているので第3項は削除するという意見である。

○中津原副委員長

- ・ 市民との関係がなくなってしまう。

○福島委員長

- ・ 第21条第1項や第2項に市民の視点を組み込むか。

○事務局

- ・ 市民が主体となるものだけを書くのではなく、市民自治の確立を目指すために市が担うべきことを書く、という考え方もあると思うがどうか。

○堀越委員

- ・ 市民が何も知らないうちに市が借金を多く抱えていても困る。

○染谷委員

- ・ 行政の監視だけではなく、自ら律することも考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 堀越委員の意見にあった、縦割りではない効率的な使い方のために働き掛け、監視することが市民の役割か。

○内田委員

- ・ 市民がどのように監視し、行動するべきかということか。

○中津原副委員長

- ・ 無駄を出さない等のことはできるが、市の財政運営を監視することが入っていない。

○小野田委員

- ・ 市民にわかりやすく公表し、市民がどのように関わるかということが問題だ。

○福島委員長

- ・ 市民が監視するように努めなくてはならないということか。どのようなイメージか。市民が監視する権利か、義務か。

○内田委員

- ・ 義務である。

○湯浅委員

- ・ 時代状況を考えれば税収が減り、これまで通りの使い方では対応できなくなることは理解できる。一方で、市民は自分の行動を律するために第21条第3項は必要という議論があったように覚えている。自らの責任論である。

○内田委員

- ・ 市民の責務として入れられないか。

○事務局

- ・ 第6条「市民の責務」では、財政への監視等に関しては明記していないが、将来世代への配慮については書かれている。

○染谷委員

- ・ 財政について書いてもイメージしづらい。

○内田委員

- ・ 財政運営に市民の責務を書きこんでもわかりづらい。

○渡邊委員

- ・ 健全な財政について、例えば夕張の場合、市長も議会も状況を知っており、市民も感じていたが、行動を起こさなかったのが破たんしたと考えている。市民自らが財政に関して知り、考え、行動しなければならない。

○内田委員

- ・ 市民の監視がなかったことが問題であった。

○中津原副委員長

- ・ 「行動する」と書くと、自らの無駄を省くと読まれかねない。

○渡邊委員

- ・ そこだけが問題である。健全な財政運営に市民が関わることはあっても良い。

○中津原副委員長

- ・ 市民が財政運営により能動的に関わることが書かれていないということである。

○堀越委員

- ・ 市民は市の財政運営を「監視する」というイメージか。

○染谷委員

- ・ 監視することと、市民が律することを文言として入れられれば、文章整理の問題である。

○小野田委員

- ・ 関心ではなく問題として理解するだけでは不十分か。

○内田委員

- ・ 明記するのであれば、市民が何をすべきかを明確に書かなければならない。監視するだけでなく、市民が協力することを書くべきである。しかし、この項目ではなく、市民の責務に入れるべきではないか。

○中津原副委員長

- ・ 行政を縛ることだけであれば、自ら律することは不要で、市を監視するだけで十分ということか。

○福島委員長

- ・ 第3項は削除しても良いということか。

○中津原副委員長

- ・ 第2項に市民の監視を書きこむ。

○事務局

- ・ 市民では通勤・通学者も含まれてしまう。
- ・ 市民は市にお金を託しているのに、なぜ責務まで負わなくてはならないのか、と感じる人がいるのではないか。

○堀越委員

- ・ 行動しおかしいと感じればどのようにすれば良いのか。
- ・ さいたま市が抱えている借金の残高やその返し方が市報に載れば関心が持てる。

○事務局

- ・ 市では例えば公共施設を建てる際に、将来利用する将来世代からも負担してもらおう意味での市債はある。

○堀越委員

- ・ 建て替え費や維持費を踏まえた考え方ではない。
- ・ フローとストックに関してわかりづらい。

○中津原副委員長

- ・ 市債は目的が必要なのか。

○事務局

- ・ 市債を発行するためには制約がある。赤字だからという理由で発行はできない。

○福島委員長

- ・ 堀越委員の意見は第21条第1項や第2項で読めるか。

○細川委員

- ・ 市政運営の点に関しては市政運営のルールを定め、市を縛ることを目的としていた。自治基本条例なので市民の視線が必要である。自治における市民の担うべきことを書くべきではないか。
- ・ 第21条では、市の担うべきことと市民が担うべきことが必要である。第3項は市民を主語として残した方が良い。

○渡邊委員

- ・ 若い世代の意見を聴いてみたい。

○中津原副委員長

- ・ 協働までは市民の権利をつくることで、そのために市がバックアップする。

- ・ 第5章以降は市を縛ることがメインとなるが、それに伴い市民が担うべきことも書いた方が良いということか。

○堀越委員

- ・ 参加・公表・監視・評価がそれぞれの項目に関わってくる。

○湯浅委員

- ・ 財政等の領域はお化けのようなもの。出てきたときに考えるのでは遅い。自治基本条例の骨子は良いまちづくりなので、市民が協力することが必要。特殊な領域なので見送るということは検討委員会の責任としてよくない。

○事務局

- ・ 法務等でも市民が担うことを書くということか。

○堀越委員

- ・ 市民意見交換会で立法評価の実施に関する意見もあった。

○福島委員長

- ・ 第21条第3項を残すか削るかについては、最終報告たたき台作成チームで検討する。
- ・ 次回は第22条から議論を行う。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 次回は6月21日（火）浦和コミュニティーセンター第14集会室で行う。